

足利市公共工事関係入札心得

(趣旨)

第1条 この入札心得は、工事又は製造の請負、設計、測量及び調査の委託その他の契約の締結について足利市が行う指名競争入札の参加者の指名通知を受けた者(以下「入札者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(指名の取消し)

第2条 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者となったときは直ちに届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者

2 前項各号のいずれかに該当した者に対して行った入札者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消す。

第3条 入札者が次の各号のいずれかに該当する者となったとき又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用したときは、当該指名通知を取り消すことがある。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗末にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 指名競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該指名通知を取り消すことがある。

(入札保証金)

第5条 入札者は、足利市契約規則(昭和51年足利市規則第23号)第5条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指名通知書において入札保証金の全部又は一部の納付を要しない旨の通知を受けたときは、この限りでない。

2 入札保証金は、国債、地方債又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手の提

供をもって代えることができる。

3 担保の価値は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 国債 その額面金額。ただし、割引の方法によって発行したものについては、「政府ニ納ムベキ保証金ソノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件(明治41年勅令第287号)」の例による。

(2) 小切手 その額面金額

(入札の基本的事項)

第6条 入札者は、市から指示された設計書、図面並びに仕様書(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの設計書、図面並びに仕様書を「設計図書」という。)及び契約書案を検討の上入札しなければならない。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総額により行わなければならない。ただし、指名通知書において単価によるべきことを指示した場合は、その指示するところによる。

(入札)

第7条 入札者は、所定の様式の入札書に必要な事項を記載し、記名の上、指名通知書において示した日時及び場所において市職員の指示に従い入札しなければならない。

2 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、当該代理人をして入札前に委任状を提出させなければならない。

3 代理人による入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者名の次に代理人である旨を記載し、代理人の氏名がなければならない。

4 入札者は、入札点呼の際に指定する番号を入札用封筒の右下隅に○で囲んで記載し、入札箱のその指定番号と一致する位置へ入札しなければならない。

(入札辞退)

第7条の2 入札者は、入札を希望しない場合は入札辞退届を提出し参加しないことができる。

(公正な入札の確保)

第7条の3 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の中止)

第8条 不正入札があると認めるとき又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたと

きは、入札の執行を中止することがある。

(開札)

第9条 開札は、入札の場所において、入札終了後直ちに入札者を立ち合わせて行う。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

3 入札者は、入札書の書換え、又は撤回をすることができない。

(入札の無効)

第10条 足利市契約規則第10条で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に際して談合等による不正行為があった入札

(2) 一つの封筒に2通以上の積算内訳書を入れた入札

(3) 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について、積算内訳書が同封されていない入札

(4) 建設工事及び建設工事関連業務において、積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違する入札

(5) 建設工事及び建設工事関連業務において、封筒に記載された工事(委託)名と同封された入札書の工事(委託)名が相違する入札

(6) 建設工事及び建設工事関連業務において、封筒に工事(委託)名が記載されていない入札

(7) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反して行った入札

(落札者)

第11条 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(落札者の保留)

第11条の2 工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ調査基準価格及び失格価格を設けたときは、失格価格以上で調査基準価格を下回る価格をもって入札した者がいるときは、落札者の決定を保留する。

2 失格価格以上で調査基準価格を下回る価格をもって入札した者は、市が行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第12条 開札をした場合において各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(1) 第10条第1号から第6号まで及び第9号から第11号までに該当する入札

(2) 第11条ただし書きの規定による最低制限価格未満の入札

(3) 前回の入札における最低価格以上の入札

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引くものとする。

(入札結果の通知)

第14条 開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。この場合、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を通知する。

(契約書等の作成)

第15条 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して7日以内(足利市の休日定める条例に規定する休日を除く。)に契約保証金を納付し、契約書を作成し、必要な書類を添えて提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認め期日を延期したときはその延期した期日までとする。

2 落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金等の還付)

第16条 入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。)は、入札終了後又は入札中止後若しくは取消しの場合に直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、契約保証金を納付したとき(契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては当該担保の提供後)還付し、又は契約保証金に充当することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、契約保証金の納付の免除を受けた者にあつては、

契約を締結したときに還付する。

(入札保証金に対する利息)

第17条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することができない。

(入札保証金の帰属)

第18条 入札保証金を納付させた場合において落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金(入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。)は、市に帰属する。

(異議の申立)

第19条 入札者は、入札後この入札心得、設計図書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(雑則)

第20条 入札者は、この入札心得に規定するもののほか、地方自治法及び同法施行令(昭和22年政令第160号)その他足利市契約規則等で定めのあるものについて守らなければならない。

附 則

令和3年4月1日から実施する。